

平成 28 年 6 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社 鴨川グランドホテル  
代 表 者 名 代表取締役社長 鈴木 健史  
(JASDAQ・コード 9695)  
問 合 せ 先 取締役管理部長 四野宮 章  
(T E L 04-7094-5581)

## 招集通知の訂正について

当社、「第 6 9 回定時株主総会招集ご通知」を開示するところ、前年「第 6 8 回定時株主総会招集ご通知」を開示してしまいました。誠に申し訳ございませんでした。  
深くお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます。

### 記

訂正箇所 (全文差替え)

(訂正前)

「第 6 8 回定時株主総会招集ご通知」

(訂正後)

「第 6 9 回定時株主総会招集ご通知」

以 上

(証券コード9695)

平成28年6月14日

## 株 主 各 位

千葉県鴨川市広場 820 番地

株式会社 鴨川グランドホテル

代表取締役社長 鈴木 健 史

### 第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度の熊本県熊本地方を震源とする地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討いただきまして、お手数ながら同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ平成28年6月28日(火)午後5時までに到着するようご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成28年6月29日(水曜日) 午前10時

(受付開始 午前9時)

2. 場 所 千葉県鴨川市広場820番地

鴨川グランドホテル

コンベンションホール1階「白妙の間」

3. 会議の目的事項

報告事項 第69期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告及び計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 監査役3名選任の件

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

第5号議案 取締役及び監査役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

第6号議案 スtockオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

各議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

(添 付 書 類)

## 事 業 報 告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1 株式会社の現況に関する事項

#### 1-1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府主導の経済政策や日本銀行による金融緩和策等により回復基調で推移しましたが、新興国経済の減速と急激な原油安等により年度末にかけ円高・株安が発生する等先行き不透明な状況が続いております。

リゾートホテル業界におきましては、海外旅行は一部地域を除きテロや円安等の影響から需要が低迷、一方、国内旅行はインバウンドの増加に加え、海外旅行者の国内シフトや景気回復の影響等好調に推移しました。

そのような状況の中で当社は、販売力の強化と収益力の回復を主要課題として取り組んでまいりました。

リゾートホテルはインターネットによる集客の強化や販売価格の施策が奏功し、特に個人客の拡大に繋がりました。また、ビジネスホテルにつきましては、高稼働の維持と単価アップに取り組むとともに、競争力の強化と更なる売上増を目指し宿泊施設の改修を行いました。併せて、継続的に人件費と経費の管理を徹底してまいりました。

当事業年度末の直営事業所数は、ホテル4、リゾート関連3となり全体で7事業所です。リゾート関連施設として直営の他に9施設と提携いたしております。

上記の結果、当事業年度の売上高は40億3千3百万円（前期比8.7%増）となり、営業利益は1億4千7百万円（前期比267.4%増）、経常利益は9千9百万円（前期は経常損失32百万円）となりました。

また、当期純損益につきましては、Wi-Fi等の設備関連補助金の特別利益も加わり、当期純利益は1億1百万円（前期比196.6%増）となりました。

### [ホテル関連]

当セグメントにおきましては、リゾートホテルは景気の緩やかな回復や円安による海外旅行から一部国内シフト等による国内需要を個人客を中心に取り込み、鴨川グランドホテル、ホテル西長門リゾートとも好調に推移しました。

ビジネスホテルにおきましては、ビジネス需要に加え外国人を含む観光客の増加で高稼働を維持するとともに、更なる増強のため宿泊施設の改修を実施いたしました。

その結果、売上高は32億6千9百万円（前期比9.6%増）となりました。

### [リゾート関連]

当セグメントにおきましては、鴨川グランドタワーを中心にインターネット販売の強化等で、火山活動の影響を受けたミスティイン仙石原を除き増収となりました。

その結果、売上高は6億4千万円（前期比7.0%増）となりました。

### [その他]

当セグメントにおきましては、リネン事業は取引先の回復が遅れており厳しい状況が続いておりますが、燃料費の低下により収益環境は改善いたしました。

その結果、売上高は1億2千3百万円（前期比2.4%減）となりました。

### セグメント別売上高

| セグメントの名称 | 営業店舗等 | 売上高       |
|----------|-------|-----------|
| ホテル関連    | 店 4   | 百万円 3,269 |
| リゾート関連   | 12    | 640       |
| その他      | —     | 123       |
| 計        | 16    | 4,033     |

- (注) 1. リゾート関連の営業店舗のうち9店は宿泊提携店であります。  
2. その他の欄はクリーニング等の売上であります。

## 1-2. 資金調達等についての状況

### (1) 資金調達

該当事項はありません。

### (2) 設備投資

当事業年度中に実施いたしました設備投資の総額は1億1千4百万円であります。その主なものは、既存のホテル等のリニューアル投資であります。なお、所要資金は自己資金により賄いました。

## 1-3. 財産及び損益の状況

| 区 分                | 第 66 期<br>(平成24年4月1日から<br>平成25年3月31日まで) | 第 67 期<br>(平成25年4月1日から<br>平成26年3月31日まで) | 第68期<br>(平成26年4月1日から<br>平成27年3月31日まで) | 第69期(当期)<br>(平成27年4月1日から<br>平成28年3月31日まで) |
|--------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------------|
| 売 上 高(百万円)         | 3,281                                   | 3,641                                   | 3,709                                 | 4,033                                     |
| 経常利益又は経常損失(△)(百万円) | △197                                    | △34                                     | △32                                   | 99                                        |
| 当期純利益(百万円)         | 21                                      | 69                                      | 34                                    | 101                                       |
| 1株当たり<br>当期純利益 (円) | 2.08                                    | 6.69                                    | 3.31                                  | 11.30                                     |
| 純 資 産(百万円)         | 707                                     | 770                                     | 837                                   | 913                                       |
| 総 資 産(百万円)         | 6,546                                   | 6,473                                   | 6,489                                 | 6,459                                     |

- (注) 1. 第66期は、徐々に景気等の回復に伴い売上高は増収となり、観光風評被害に対する受取補償金を計上した結果、当期純利益となっております。
2. 第67期は、景気等の緩やかな回復に伴い売上高は増収となり、観光風評被害に対する受取補償金を計上した結果、当期純利益となっております。
3. 第68期は、販売力の強化に伴い売上高は増収となり、減損損失等の特別損失があったものの、保険積立金解約による受取配当金等を計上した結果、当期純利益となっております。
4. 当事業年度の状況につきましては、前記「1-1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

#### 1-4. 対処すべき課題

景気が緩やかな回復基調を辿り企業業績も改善される中で、当社も当事業年度において当期純利益を計上いたしました。今後は業績の向上に向けた取り組みを重点課題として捉え、より一層の「販売力の強化」と「収益力の強化」を主要課題として取り組んでまいります。「販売力の強化」として重要度が増しておりますインターネット販売の強化、魅力ある商品企画作り等、「収益力の強化」として効率的な人件費と経費の管理を行ってまいります。なお、これらを確実に実行することで全体の業績改善に繋がってまいります。

また、お客様重視の姿勢は普遍であり、全従業員一人一人に意識させるべく「お客様は我が家の大切な生涯のファミリーです」との基本認識のもとに①行動マニュアルに基づく実践活動②アンケートの一層の活用③情報の共有化を徹底させてまいります。

今なお厳しい経営環境が続いてはありますが、全社員一丸となりこれまで以上に親しまれるホテルグループとなるよう邁進する所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### 1-5. 主要な事業内容

当社は、旅館業並びにこれらに関連する事業を行っており、国際観光ホテル整備法による登録（鴨川グランドホテル昭和40年12月18日登録番号旅第612号、ホテル西長門リゾート昭和53年4月15日登録番号旅第1683号）を受けております。また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者千葉県知事(1)第16257号として免許を受けております。

## 1-6. 主要な事業所及び使用人の状況

### (1) 主要な事業所

本 社 千葉県鴨川市広場839番地13  
(登記上の本店所在地 千葉県鴨川市広場820番地)

ホテル関連 鴨川グランドホテル (千葉県)  
ホテル西長門リゾート (山口県)  
スマイルホテル巣鴨 (東京都)  
スマイルホテル日本橋三越前 (東京都)

リゾート関連 鴨川グランドタワー (千葉県)  
勝浦ヒルトップホテル&レジデンス (千葉県)  
ミスティイン仙石原 (神奈川県)

営 業 所 首 都 圏 営 業 所 (千葉県)  
広 島 営 業 所 (広島県)  
福 岡 営 業 所 (福岡県)

### (2) 使用人の状況

| 区 分    | 使用人数 | 前事業年度末<br>比増減 | 平均年令  | 平均勤続年数 |
|--------|------|---------------|-------|--------|
| 男 子    | 118名 | ( 一 )         | 46.3才 | 16.2年  |
| 女 子    | 43   | ( 2名増)        | 36.2  | 11.1   |
| 合計又は平均 | 161  | ( 2名増)        | 43.6  | 14.8   |

(注) 上記のほか、臨時使用人の期中平均雇用人員は216名であります。

## 1-7. 主要な借入先及び借入額

| 借 入 先               | 借 入 残 高 |
|---------------------|---------|
|                     | 百万円     |
| (株) 千 葉 銀 行         | 2,665   |
| (株) み ず ほ 銀 行       | 1,079   |
| (株) 千 葉 興 業 銀 行     | 384     |
| (株) 商 工 組 合 中 央 金 庫 | 119     |

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 24,600,000株  
A種優先株式 1,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 10,453,920株  
(うち自己株式 1,512,500株)  
A種優先株式 1,200,000株
- (3) 当事業年度末の株主数 902名
- (4) 大株主

| 株主名                | 持株数              | 持株比率 |
|--------------------|------------------|------|
|                    | 株                | %    |
| 鈴木初子               | 普通株式 3,026,416   | 29.8 |
| 鈴木健史               | 普通株式 1,267,320   | 12.5 |
| (株)大扇商事            | 普通株式 1,256,376   | 12.4 |
| (株)千葉銀行            | 普通株式 240,000     |      |
|                    | A種優先株式 1,000,000 |      |
|                    | 計 1,240,000      | 12.2 |
| ちばぎんリース(株)         | 普通株式 476,000     | 4.7  |
| ちばぎんコンピューターサービス(株) | 普通株式 476,000     | 4.7  |
| 損害保険ジャパン日本興亜(株)    | 普通株式 120,000     |      |
|                    | A種優先株式 200,000   |      |
|                    | 計 320,000        | 3.2  |
| 鴨川共栄会              | 普通株式 233,600     | 2.3  |
| 日本証券金融(株)          | 普通株式 108,000     | 1.1  |
| (株)千葉興業銀行          | 普通株式 100,800     | 1.0  |

(注) 持株比率は、自己株式(1,512,500株)を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### 3-1. 地位、氏名及び担当、重要な兼職の状況

| 地 位       | 氏 名     | 担 当                                 | 重要な兼職の状況                                                                        |
|-----------|---------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 鈴木 健 史  | 営業統括部長<br>鴨川グランドホテル<br>総支配人<br>管理部長 | (有)サンワ美術<br>取締役社長<br><br>ソニー生命保険㈱<br>エグゼクティブライ<br>フプランナー部長<br>㈩オフィスディー<br>代表取締役 |
| 常 務 取 締 役 | 村 上 全 男 |                                     |                                                                                 |
| 取 締 役     | 石 井 秀 王 |                                     |                                                                                 |
| 取 締 役     | 四 野 宮 章 |                                     |                                                                                 |
| 取 締 役     | 本 間 隆 弘 |                                     |                                                                                 |
| 常 勤 監 査 役 | 内 藤 秀 世 |                                     |                                                                                 |
| 監 査 役     | 荒 木 和 之 |                                     |                                                                                 |
| 監 査 役     | 土 井 規 子 |                                     |                                                                                 |

- (注) 1. 取締役本間隆弘氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役内藤秀世氏は当社に長年勤務し、すべての業務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役荒木和之及び土井規子の両氏は、社外監査役であります。
4. 取締役本間隆弘氏及び監査役荒木和之氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 当社は社外取締役本間隆弘氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、悪意または重大な過失があった場合を除き、法令に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とする旨の契約を締結しております。

#### 3-2. 取締役、監査役ごとの報酬等の総額

| 区 分   | 人 数 | 報酬等の額    | 摘 要                    |
|-------|-----|----------|------------------------|
| 取 締 役 | 5 人 | 42,515千円 | (うち社外取締役<br>1名 550千円)  |
| 監 査 役 | 3 人 | 9,710千円  | (うち社外監査役<br>2名1,400千円) |
| 計     | 8 人 | 52,225千円 |                        |

- (注) 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額(取締役6,200千円、監査役1,400千円)を含んでおります。

### 3-3. 社外取締役及び社外監査役との関係

#### (1) 社外取締役に関する事項

社外取締役本間隆弘氏の兼職先と当社は取引関係はありません。

#### (2) 社外監査役に関する事項

監査役荒木和之及び監査役土井規子の両氏の兼職先と当社は取引関係はありません。

### 3-4. 各社外役員の主な活動状況

| 区 分      | 取締役会(12回開催) |        | 監査役会(12回開催) |        |
|----------|-------------|--------|-------------|--------|
|          | 出席回数        | 出席率    | 出席回数        | 出席率    |
| 取締役 本間隆弘 | 9回          | 100.0% | —           | —      |
| 監査役 荒木和之 | 12回         | 100.0% | 12回         | 100.0% |
| 監査役 土井規子 | 11回         | 91.7%  | 11回         | 91.7%  |

- (注) 1. 社外取締役本間隆弘氏につきましては、平成27年6月26日就任後の状況を記載しております。
2. 取締役は取締役会、両監査役は取締役会及び監査役会に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

### 3-5. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役本間隆弘氏、社外監査役荒木和之氏及び土井規子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

## 4. 会計監査人に関する事項

### 4-1. 会計監査人の名称

千葉第一監査法人

### 4-2. 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である千葉第一監査法人は、会社法第427条第1項の契約を締結しております。当該契約の概要は次のとおりであります。

千葉第一監査法人の本契約の履行に伴い生じた当社の損害は、千葉第一監査法人に悪意又は重大な過失があった場合を除き、2,000万円又は千葉第一監査法人の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度額としております。

### 4-3. 会計監査人の報酬等の額

|                                       | 支 払 額   |
|---------------------------------------|---------|
| 報 酬 等 の 額                             | 8,500千円 |
| 当 社 が 支 払 う べ き 金 銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 8,500千円 |

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

#### 4-4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役は、会計監査人の再任の適否については、毎期検証をしております。会計監査人が、会社法や公認会計士法等の法規に違反または抵触した場合の他、当社が会計監査人の独立性、効率性、信頼性、監査に関する品質等におきまして、適正を欠くと判断した場合には、会社法の定めにより、会計監査人を解任または不再任と致します。

#### 5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

##### (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、法令及び定款を遵守し、社会的責任並びに企業倫理の確立に努めるとともに、企業人・社会人として求められる倫理観に基づいて行動するため、「コンプライアンスの基本原則」及び「企業行動基準」を定める。
- ② 社長直轄の内部統制室を置く。統制室は、業務が法令及び社内諸規定に基づき、適正且つ、公正に実施されているか検証する。

##### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役会や株主総会等の重要な会議の意思決定にかかわる記録、各取締役が職務権限に基づき決裁した文書等及び取締役の職務執行にかかわる情報の記録を、法令及び「文書管理規定」等により、適切に保存及び管理する。
- ② 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

### (3) 損失の危険に関する規定その他の体制

- ① 事業活動全般における様々なリスク、または不測の事態に備え、行動基準として「危機管理要綱」を制定し、「予防としての事前管理」「発生時の対処管理」「発生後の事後管理」に分けて明確に規定する。
- ② 緊急事態発生時の行動基準を定め、迅速かつ適切に対応できる体制を整える。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ① 当社は、定例取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行なう。
- ② 当社は、社長以下取締役、事業所責任者で構成する経営会議を設け、テーマを絞り十分な審議を行なう。
- ③ 重要案件は、事前に担当役員及び各部長により委員会を設け、審議を行なう。

### (5) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員の取締役からの独立性及び従業員に対する指示の実効性の確保に関する体制

- ① 監査役が必要とした場合は、職務を補助する従業員を置くものとする。その人事権に係る事項については監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、その独立性及び監査役の指示の実効性の確保に努める。
- ② 監査役の職務を補助する従業員は、その職務にあたっては、監査役の指示にのみ従うものとする。

**(6) 監査役への報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保する為の体制**

- ① 取締役及び従業員は、監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行う。
- ② 会社の信用を大きく低下させたもの及び会社の業績に大きく影響を与えた事象、または恐れのあるものについては、監査役に対して発見後、速やかに報告を行なう。
- ③ 代表取締役及び業務執行の担当取締役は、取締役会等の重要な会議において随時、業務の執行状況の報告を行なう。  
監査役は、必要に応じて代表取締役、会計監査人との意思疎通を図り、定期的に意見交換等を行なう。
- ④ 上記①及び②の報告をしたものに対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いも受けないものとする。

**(7) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制**

監査役の職務執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じるものとする。

**(8) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**

取締役並びに監査役及び、従業員は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力・団体に対しては、断固たる態度・行動をとり、一切の関係を遮断し、それらの活動を助成する行為は行わない。

また、不当要求等に対しては、必要に応じ警察その他関係機関と連携して組織的な対応を行う。

## (9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(重要な会議の開催状況)

取締役会は、経営上の意思決定及び業務執行の監督を行う機関として位置付け、運用を行っております。毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務遂行の状況を逐次認識しております。また、経営環境の変化に的確に対応するため、経営と業務の強化を目指し、取締役及び部門責任者による経営会議を原則として月1回開催し、業務執行状況の確認を行い、業務執行の迅速化、情報の共有化及び法令遵守の徹底を図っております。

監査役会は原則として月1回開催し、状況により取締役に出席を求め、業務執行状況の説明を求め、監査業務の精度向上を図っております。また、内部監査担当者及び会計監査人との情報交換により、より効果的な監査業務の実施を図っております。

## 6. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

## 貸 借 対 照 表

(平成28年 3 月31日現在)

(単位:千円)

| 科 目              | 金 額                | 科 目                | 金 額                |
|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b> |                    | <b>(負 債 の 部)</b>   |                    |
| <b>流 動 資 産</b>   | <b>1, 327, 033</b> | <b>流 動 負 債</b>     | <b>4, 854, 779</b> |
| 現金及び預金           | 1, 035, 457        | 買 掛 金              | 86, 746            |
| 売 掛 金            | 174, 762           | 短 期 借 入 金          | 3, 759, 275        |
| たな卸資産            | 48, 146            | 1年以内返済の長期借入金       | 490, 525           |
| 前 払 費 用          | 47, 851            | 未 払 金              | 16, 244            |
| 未 収 入 金          | 5, 688             | リ ー ス 債 務          | 11, 522            |
| そ の 他            | 17, 284            | 未 払 費 用            | 234, 729           |
| 貸倒引当金            | △2, 157            | 未払法人税等             | 19, 532            |
|                  |                    | 未払消費税等             | 53, 434            |
| <b>固 定 資 産</b>   | <b>5, 132, 629</b> | 預 り 金              | 65, 582            |
| <b>有形固定資産</b>    | <b>4, 776, 572</b> | 賞与引当金              | 44, 357            |
| 建 物              | 3, 458, 514        | 設備関係支払手形           | 21, 731            |
| 構 築 物            | 48, 076            | そ の 他              | 51, 097            |
| 機械及び装置           | 50, 556            | <b>固 定 負 債</b>     | <b>691, 057</b>    |
| 車輛及び運搬具          | 1, 164             | リ ー ス 債 務          | 37, 181            |
| 器具及び備品           | 99, 525            | 繰延税金負債             | 6, 453             |
| リ ー ス 資 産        | 44, 829            | 退職給付引当金            | 130, 286           |
| 土 地              | 1, 073, 906        | 役員退職慰労引当金          | 25, 391            |
|                  |                    | 長期預り保証金            | 487, 644           |
| <b>無形固定資産</b>    | <b>48, 571</b>     | そ の 他              | 4, 100             |
| 借 地 権            | 5, 926             | <b>負 債 合 計</b>     | <b>5, 545, 837</b> |
| 電 話 加 入 権        | 18, 636            | <b>(純 資 産 の 部)</b> |                    |
| ソフトウェア           | 24, 008            | <b>株 主 資 本</b>     | <b>899, 661</b>    |
| <b>投資その他の資産</b>  | <b>307, 484</b>    | <b>資 本 金</b>       | <b>626, 761</b>    |
| 投資有価証券           | 101, 976           | <b>資 本 剰 余 金</b>   | <b>498, 588</b>    |
| 破産更生債権等          | 8, 861             | 資 本 準 備 金          | 498, 588           |
| 長期前払費用           | 16, 112            | <b>利 益 剰 余 金</b>   | <b>△220, 889</b>   |
| 差 入 保 証 金        | 169, 805           | その他利益剰余金           | △220, 889          |
| 年金保険積立金          | 718                | 繰越利益剰余金            | △220, 889          |
| そ の 他            | 18, 872            | <b>自 己 株 式</b>     | <b>△4, 798</b>     |
| 貸倒引当金            | △8, 861            | 評価・換算差額等           | 14, 164            |
|                  |                    | その他有価証券評価差額金       | 14, 164            |
|                  |                    | <b>純 資 産 合 計</b>   | <b>913, 825</b>    |
| <b>資 産 合 計</b>   | <b>6, 459, 662</b> | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>6, 459, 662</b> |

# 損 益 計 算 書

(自 平成27年 4 月 1 日)  
(至 平成28年 3 月31日)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額    |                |
|------------------------|--------|----------------|
| 営 業 収 益                |        |                |
| 売 上 高                  |        | 4,033,376      |
| 営 業 費 用                |        |                |
| 売上原価及び一般管理費            |        | 3,885,779      |
| <b>営 業 利 益</b>         |        | <b>147,596</b> |
| 営 業 外 収 益              |        |                |
| 受 取 利 息 ・ 配 当 金        | 2,141  |                |
| そ の 他                  | 37,823 | 39,964         |
| 営 業 外 費 用              |        |                |
| 支 払 利 息                | 86,605 |                |
| そ の 他                  | 1,730  | 88,335         |
| <b>経 常 利 益</b>         |        | <b>99,226</b>  |
| 特 別 利 益                |        |                |
| 補 助 金 収 入              | 26,271 |                |
| 受 取 補 償 金              | 10,130 | 36,401         |
| 特 別 損 失                |        |                |
| 固 定 資 産 売 却 損          | 111    |                |
| 固 定 資 産 除 却 損          | 11,038 | 11,150         |
| <b>税 引 前 当 期 純 利 益</b> |        | <b>124,477</b> |
| 法人税、住民税及び事業税           | 23,430 | 23,430         |
| <b>当 期 純 利 益</b>       |        | <b>101,046</b> |

## 株主資本等変動計算書

（自 平成27年 4 月 1 日）  
（至 平成28年 3 月 31 日）

（単位：千円）

|                         | 株 主 資 本  |          |                             |         |          |
|-------------------------|----------|----------|-----------------------------|---------|----------|
|                         | 資本金      | 資本剰余金    | 利益剰余金                       | 自己株式    | 株主資本合計   |
|                         |          | 資本準備金    | その他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 |         |          |
| 当 期 首 残 高               | 626, 761 | 498, 588 | △321, 936                   | △4, 335 | 799, 077 |
| 当 期 変 動 額               |          |          |                             |         |          |
| 当 期 純 利 益               |          |          | 101, 046                    |         | 101, 046 |
| 自 己 株 式 の 取 得           |          |          |                             | △463    | △463     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |          |          |                             |         |          |
| 当 期 変 動 額 合 計           | —        | —        | 101, 046                    | △463    | 100, 583 |
| 当 期 末 残 高               | 626, 761 | 498, 588 | △220, 889                   | △4, 798 | 899, 661 |

|                         | 評価・換算<br>差 額 等   | 純資産合計    |
|-------------------------|------------------|----------|
|                         | その他有価証<br>券評価差額金 |          |
| 当 期 首 残 高               | 38, 610          | 837, 688 |
| 当 期 変 動 額               |                  |          |
| 当 期 純 利 益               |                  | 101, 046 |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                  | △463     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △24, 446         | △24, 446 |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △24, 446         | 76, 137  |
| 当 期 末 残 高               | 14, 164          | 913, 825 |

## 個 別 注 記 表

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
  - 2-1. 資産の評価基準及び評価方法
    - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
    その他有価証券  
        市場価格のあるもの…決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）  
        市場価格のないもの…移動平均法による原価法
    - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法  
        た な 卸 資 産……先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
  - 2-2. 固定資産の減価償却の方法
    - (1) 有 形 固 定 資 産（リース資産を除く）……定額法  
        なお、耐用年数については、原則として法人税法に定める耐用年数を適用しておりますが、平成10年度税制改正前に取得した建物（建物付属設備を除く）については、改正前の耐用年数を継続して適用しております。
    - (2) 無 形 固 定 資 産（リース資産を除く）  
        ……ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
    - (3) リ ー ス 資 産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
    - (4) 長 期 前 払 費 用……定額法  
        なお、耐用年数については、法人税法に定める耐用年数を適用しております。

## 2-3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。
- (3) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。  
なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（4年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (4) 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

## 2-4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

### 3-1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

|                                    |                |             |
|------------------------------------|----------------|-------------|
| (1) 担保に供している資産                     | 建物             | 3,247,062千円 |
|                                    | 土地             | 423,142千円   |
|                                    | 投資有価証券         | 27,190千円    |
|                                    | 合計             | 3,697,394千円 |
| 上記のほか保証金600千円を営業保証供託金として差し入れております。 |                |             |
| (2) 担保に係る債務                        | 短期借入金          | 3,759,275千円 |
|                                    | 長期借入金          | 490,525千円   |
|                                    | (1年以内返済の長期借入金) | 490,525千円)  |
|                                    | 合計             | 4,249,800千円 |

3-2. 有形固定資産の減価償却累計額 10,131,247千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

賃借料 4,833千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 10,453,920株

A種優先株式 1,200,000株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,512,500株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

繰越欠損金 119,067千円

販売用不動産評価損 13,745千円

ゴルフ会員権評価損 7,094千円

賞与引当金 13,294千円

退職給付引当金 38,747千円

役員退職慰労引当金 7,551千円

減損損失 25,364千円

その他 5,090千円

繰延税金資産 小計 229,955千円

評価性引当額 △229,955千円

繰延税金資産 合計 一千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金 △2,019千円

繰延税金負債合計 △2,019千円

繰延税金資産（負債）の純額 △2,019千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.1%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.0%、平成30年4月1日以降のものについては29.7%にそれぞれ変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース契約により使用している重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車輛及び運搬具等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 8. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定、投機的な取引は行わない方針です。資金調達については、銀行等金融機関からの借入と自己資金で行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びリスク管理体制

借入金については、全て銀行等の金融機関からの調達で、主に設備投資に係るものであります。

長期預り保証金は、主にリゾート会員権の預託金であります。これらについては、流動性リスクにさらされておりますが、管理部にて資金繰り等を適時把握する中で手元流動性の維持に努めております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                  | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額    |
|------------------|-----------|-----------|--------|
| (1) 短期借入金        | 3,759,275 | 3,759,275 | —      |
| (2) 1年以内返済の長期借入金 | 490,525   | 490,525   | —      |
| (3) 長期預り保証金      | 487,644   | 440,762   | 46,882 |

#### (注) 金融商品の時価の算定方法

##### 負 債

#### (1) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 1年以内返済の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 長期預り保証金

長期預り保証金の大宗を占めるリゾート会員権の預託金については、年間返還額を過去の返還率を加味して予測し、合理的に見積られる利率で割り引いて算定しております。

## 9. 持分法損益等に関する注記

関連会社がないため、該当事項はありません。

# 10. 関連当事者との取引に関する注記

## (1) 親会社及び主要株主等

| 種 類           | 会社等の<br>名 称 | 議決権等<br>の 所 有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当<br>事者との<br>関係 | 取引の<br>内 容                                                                                           | 取引金額<br>(千円) | 科 目 | 期末残高<br>(千円) |
|---------------|-------------|---------------------------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-----|--------------|
| 主要株主<br>(会社等) | ㈱大扇商事       | (被所有)<br>直接<br>14.1             | 当社との関係            | 当社との関係内容等は、下記「主要株主（個人）及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等」、「役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等」及び「主要株主（個人）」に記載しております。 |              |     |              |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 契約条件については、一般的取引条件と同様に決定しております。
- 2 「種類」・「議決権等の所有（被所有）割合」については、期末日時点のものを記載しております。
- 3 上記取引金額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 役員及び個人主要株主等

| 種 類                                   | 会社等の<br>名 称<br>又は氏名 | 議決権等<br>の 所 有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関連当<br>事者との<br>関係 | 取 引 の<br>内 容 | 取引金額<br>(千円) | 科 目 | 期末残高<br>(千円) |
|---------------------------------------|---------------------|---------------------------------|-------------------|--------------|--------------|-----|--------------|
| 主要株主<br>(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 | ㈱大扇商事               | (被所有)<br>直接<br>14.1             | ホテル客室賃貸借契約の締結     | 客室賃借料の支出     | 4,833        | —   | —            |
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等           |                     |                                 | 役員の兼任<br>1 名      |              |              |     |              |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 契約条件については、一般的取引条件と同様に決定しております。
- 2 「種類」・「議決権等の所有（被所有）割合」については、期末日時点のものを記載しております。
- 3 上記取引金額には、消費税等は含まれておりません。
- 4 ㈱大扇商事については、当社代表取締役鈴木健史氏及び近親者が、代表取締役鈴木健史氏とあわせて、議決権の100%を直接保有されております。  
なお、㈱大扇商事の代表取締役は当社個人主要株主鈴木初子氏であります。

|     |                |        |
|-----|----------------|--------|
| 11. | 1 株当たり情報に関する注記 |        |
|     | 1 株当たり純資産額     | 35円10銭 |
|     | 1 株当たり当期純利益    | 11円30銭 |

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月17日

株式会社 鴨川グランドホテル

取締役 会 御中

千葉第一監査法人

代表社員 公認会計士 田中昌夫 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鴨川グランドホテルの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他の重要会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人千葉第一監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年 5 月20日

株式会社 鴨川グランドホテル 監査役会

常 勤 監 査 役 内 藤 秀 世 ⑩

社 外 監 査 役 荒 木 和 之 ⑩

社 外 監 査 役 土 井 規 子 ⑩

以 上

## 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

### 1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社 鴨川グランドホテル  
代表取締役社長 鈴木 健 史

### 2. 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、現取締役5名全員は任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社<br>株式の数     | 当社との<br>特別の<br>利害関係 |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|---------------------|
| すず き たけ し<br>鈴木 健 史<br>(昭和32年12月18日生)  | 平成元年6月 当社取締役開発室長<br>平成6年7月 当社開発室長<br>平成9年6月 当社取締役開発室長兼レストラン第二部長<br>平成12年6月 当社取締役ホテル第一部長<br>平成16年6月 当社専務取締役ホテル第一部長<br>平成16年7月 当社専務取締役営業統括担当兼ホテル・レストラン部長<br>平成18年6月 当社代表取締役社長(現在)                                                                 | 普通株式<br>1,267,320株 | なし                  |
| むら かみ まさ お<br>村上 全 男<br>(昭和24年10月10日生) | 昭和47年4月 ㈱千葉銀行入行<br>平成4年10月 ㈱千葉銀行 総合企画部東京事務所長<br>平成6年6月 ㈱千葉銀行 とけ支店長<br>平成8年6月 ㈱千葉銀行 長洲支店長<br>平成11年6月 ㈱千葉銀行 八千代支店長<br>平成13年6月 当社常務取締役営業統括部長<br>平成14年6月 当社常務取締役営業統括担当<br>平成16年7月 当社常務取締役販売本部長<br>平成19年11月 当社常務取締役販売部長<br>平成21年6月 当社常務取締役営業統括部長(現在) | 普通株式<br>2,000株     | なし                  |

| 氏 名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                     | 所有する当社<br>株式の数 | 当社との<br>特別の<br>利害関係 |
|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|---------------------|
| いし い ひで お<br>石 井 秀 王<br>(昭和23年1月24日生)   | 平成9年1月 当社レストラン第一部長<br>平成10年4月 当社ホテル第二部長<br>平成11年7月 当社ホテル第一部長<br>平成12年5月 当社ホテル西長門リゾ<br>ート総支配人<br>平成18年6月 当社取締役ホテル西長門<br>リゾート総支配人<br>平成19年11月 当社取締役鴨川グランド<br>ホテル総支配人<br>(現在) | 普通株式<br>2,000株 | なし                  |
| し の みや あきら<br>四 野 宮 章<br>(昭和26年1月3日生)   | 昭和48年4月 (株)千葉銀行入行<br>平成7年6月 (株)千葉銀行 御宿支店長<br>平成9年6月 (株)千葉銀行 成田西支店<br>長<br>平成11年6月 (株)千葉銀行 監査部検査<br>役<br>平成13年12月 当社企画部長<br>平成17年10月 当社管理部長<br>平成22年6月 当社取締役管理部長<br>(現在)    | 普通株式<br>1,000株 | なし                  |
| ない とう ひで よ<br>内 藤 秀 世<br>(昭和30年8月19日生)  | 平成3年4月 当社日本料理鴨川馬事公<br>苑店長<br>平成11年7月 当社営業統括部課長<br>平成17年5月 当社企画部長代理<br>平成18年4月 当社鴨川グランドホテル<br>副総支配人<br>平成24年6月 当社監査役(常勤)<br>(現在)                                            | 普通株式<br>1,000株 | なし                  |
| ほん ま たか ひろ<br>本 間 隆 弘<br>(昭和32年10月12日生) | 昭和55年4月 フクダ電子(株)入社<br>昭和56年4月 (有)サンワ美術入社<br>平成21年2月 (有)サンワ美術<br>取締役社長(現在)<br>平成27年6月 当社取締役(現在)                                                                             | 0株             | なし                  |

- (注) 1. 取締役候補者の本間隆弘氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 社外取締役候補者とする理由について  
本間隆弘氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営全般に関し有用な助言及び提言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
3. 社外取締役との責任限定契約について  
当社は、定款において社外取締役との責任限定契約を締結できる旨を定めております。本間隆弘氏の選任が承諾された場合は、社外取締役就任時に同氏と「損害賠償責任の限度額は、100万円又はあらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする」旨の当該責任限定契約を継続する予定であります。

## 第2号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役3名全員は任期満了となります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)           | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                          | 所有する当社<br>株式の数 | 当社との<br>特別の<br>利害関係 |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|---------------------|
| 鈴木 文明<br>(昭和29年8月23日生)  | 平成8年12月 当社鴨川グランドホテル<br>経理課長<br>平成9年9月 当社鴨川グランドホテル<br>予約センター所長<br>平成13年4月 当社鴨川グランドホテル<br>管理課長<br>平成18年4月 当社鴨川グランドホテル<br>宿泊課長(現在) | 普通株式<br>1,000株 | なし                  |
| 荒木 和之<br>(昭和31年8月2日生)   | 昭和56年4月 (株)東京スタイル入社<br>平成11年3月 ソニー生命保険(株)入社<br>平成18年6月 ソニー生命保険(株) エグ<br>ゼクティブライフプラン<br>ナー部長(現在)<br>平成18年6月 当社監査役(現在)            | 0株             | なし                  |
| 土井 規子<br>(昭和38年12月21日生) | 昭和59年4月 (株)ニッソウトラベルサー<br>ビス入社<br>平成元年11月 (株)グランパパプロダクシ<br>ョン入社<br>平成9年2月 (有)オフィスディー設立代<br>表取締役(現在)<br>平成18年6月 当社監査役(現在)         | 0株             | なし                  |

(注) 1. 候補者荒木和之氏及び土井規子氏は、社外監査役候補者であります。

なお、当社は荒木和之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2. 社外監査役候補者とする理由について  
荒木和之氏及び土井規子氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって10年となります。両氏とも就任期間において、豊富な経験と高い見識による適切な意見をいただいております。今後も同様にその職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

3. 社外監査役との責任限定契約について  
当社は、定款において社外監査役との責任限定契約を締結できる旨を定めております。荒木和之氏及び土井規子氏の選任が承諾された場合は、社外監査役就任時に両氏と「損害賠償責任の限度額は、100万円又はあらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする」旨の当該責任限定契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

2名の補欠監査役を選任願いたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴及び重要な兼職の状況                 | 所有する当社<br>株 式 の 数 | 当社との<br>特別の<br>利害関係 |
|----------------------------------------|------------------------------|-------------------|---------------------|
| ほ た りょう じ<br>保 田 良 二<br>(昭和33年7月29日生)  | 平成2年2月 当社日本料理鴨川新宿<br>店長      | 0株                | なし                  |
|                                        | 平成5年4月 当社日本料理鴨川千葉<br>店長      |                   |                     |
|                                        | 平成15年4月 当社営業統括部企画課<br>長(現在)  |                   |                     |
| は せ がわ まさる<br>長 谷 川 優<br>(昭和31年4月12日生) | 昭和56年4月 日欧商事(株)入社            | 0株                | なし                  |
|                                        | 平成9年9月 (有)マルズ代表取締役社<br>長(現在) |                   |                     |

- (注) 1. 長谷川 優氏は、補欠社外監査役候補者であります。
2. 補欠社外監査役候補者の選任理由及び社外監査役として職務を適切に遂行できると、当社が判断した理由  
長谷川 優氏は(有)マルズの代表取締役社長として、豊富な知識、経験をもっており、当社の監査に活かしていただきたいため、補欠社外監査役として選任をお願いするものであります。
3. 社外監査役との責任限定契約について  
当社は、定款において社外監査役との責任限定契約を締結できる旨を定めております。長谷川 優氏の選任が承諾され就任された場合は、社外監査役就任時に同氏と「損害賠償責任の限度額は、100万円であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする」旨の当該責任限定契約を締結する予定であります。

### 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって監査役を退任されます内藤秀世氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、具体的な金額、贈呈の時期及び方法などは、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

| 氏 名                   | 略 歴                 |
|-----------------------|---------------------|
| ない とう ひで よ<br>内 藤 秀 世 | 平成24年6月 当社監査役(常勤)現在 |

**第5号議案** 取締役及び監査役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

現在の取締役の報酬等の額は、昭和63年2月26日開催の当社臨時株主総会において、年額200百万円以内として、また現在の監査役の報酬等の額は、当該臨時株主総会において、年額50百万円以内として、ご決議をいただいたものでありますが、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、取締役（社外取締役を除く）及び監査役（社外監査役を除く）に対し、上記報酬等の範囲内で、ストックオプションとしての新株予約権を、下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

本件ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とする「株式報酬型ストックオプション」であり、当社における取締役及び監査役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、本件ストックオプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価額を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役（社外取締役を除く）及び監査役（社外監査役を除く）の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）、監査役は3名（うち社外監査役2名）であり、第1号議案及び第2号議案のご承認が得られますと、取締役は6名（うち社外取締役は1名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）となります。

## 記

当社の取締役（社外取締役を除く）及び監査役（社外監査役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容及び数の上限

### ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。なお、決議日以降、当社が、当社普通株式の単元株式数変更（株式分割又は株式併合を伴う場合を除く。以下、単元株式数変更の記載につき同じ）を行う場合には、当社は、当該単元株式数変更の効力発生日以降にその発行のための取締役会の決議が行われる新株予約権について、当該単元株式数変更の比率に応じて付与株式数を合理的に調整することができる。

### ② 新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数500個及び監査役（社外監査役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数20個を、各事業年度において割り当てる新株予約権の数の上限とする。ただし、当社普通株式の単元株式数変更に伴い付与株式数が調整された場合には、当社は、当該調整の比率に応じて新株予約権

の総数を合理的に調整することができる。

- ③ 新株予約権の払込金額  
新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会において定める額とする。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を割り当てる日の翌日から 30 年以内の範囲で、取締役会において定める。
- ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
- ⑦ 新株予約権の行使の条件  
新株予約権の行使の条件については、募集事項を決定する取締役会において定める。

**第6号議案** ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社従業員に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

- I. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由  
当社の株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。
- II. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限及び金銭の払込みの要否
  1. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限  
下記Ⅲ. に定める内容の新株予約権220個を上限とする。  
なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式22,000株を上限とし、下記Ⅲ. 1.により付与株式数（以下に定義される。）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。
  2. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

### III. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

#### 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

当該調整後付与株式数を適用する日については、

#### 3. (2) ①の規定を準用する。

また、上記のほか、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）とする。ただし、行使価額は下記3. に定める調整に服する。

### 3. 行使価額の調整

- (1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

#### ① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- i 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記 (2) に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。

なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出する。

- ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

- ① 上記 (1) ①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- ② 上記（１）②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。
- （３） 上記（１）①及び②に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。
- （４） 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。
4. 新株予約権を行使することができる期間  
割当日後２年を経過した日から５年間とする。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- （１） 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。
- （２） 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（１）記載の資本金等増加限度額から上記（１）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

## 7. 新株予約権の取得条項

以下の (1)、(2)、(3)、(4) 又は (5) の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議による決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

## 8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株

予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

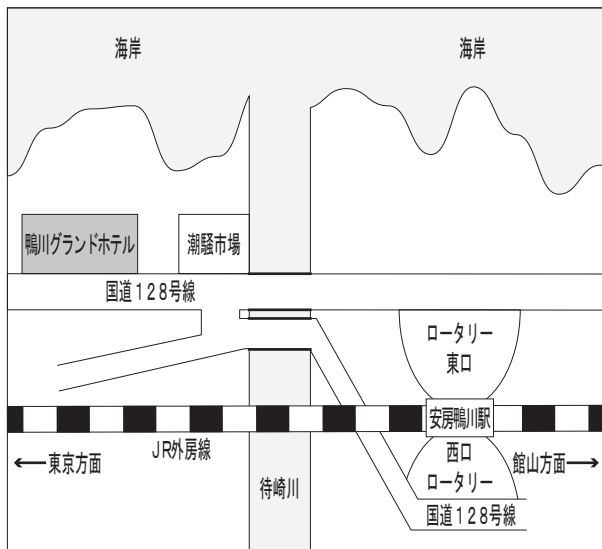
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記2. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後の行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記5. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

- (8) 新株予約権の取得条項  
上記7. に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件  
下記10. に準じて決定する。
- 9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
- 10. その他の新株予約権の行使の条件  
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

以 上

[illegible]

## 株主総会会場ご案内図



### 交通のご案内

- ・館山自動車道、君津ICより約35Km
- ・JR外房線利用の場合（安房鴨川駅まで約2時間00分）  
東京駅発特急わかしお1号（07：15）～ 勝浦駅着（08：46）  
勝浦駅発JR外房線（08：48）～ 安房鴨川駅着（09：17）  
（勝浦駅にて特急わかしお1号からJR外房線へ乗り換え）  
送迎あり（東口ロータリー）
- ・高速バス「アクシー号」利用の場合（安房鴨川駅まで約2時間15分）  
東京駅八重洲口「外堀通り」向側「ドコモショップ」前2番のりば  
東京駅前発（06：40）～ 安房鴨川駅着（08：43）  
東京駅前発（07：35）～ 安房鴨川駅着（09：42）  
送迎あり（西口ロータリー）
- ・高速バス「カピーナ号」利用の場合（安房鴨川駅まで約2時間00分）  
千葉駅東口21番のりば  
千葉駅前発（06：50）～ 安房鴨川駅着（08：40）  
送迎あり（西口ロータリー）
- ・安房鴨川駅より徒歩10分  
会場は鴨川グランドホテル コンベンションホール1階「白妙の間」